

○財務省告示第三百八十五号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年十一月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・
発行の根拠	十年）（第六十七回）
法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
振替法の適用	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。

六	五	四
振替額	最低額面金	発行額
振替単位	一万円	三十五万円
振替法の規定による振替口座簿	三百十五万円	額面金額で千四百七十五億六千
		以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

十	九	八	七	六
振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
払込経過期間の利子率の	発行日	平成二十七年十一月十六日	○・二二パーセント	年額面金額百円につき百円
次の算式により算出した金額を	各取扱機関は、払込金額に加え、			

第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額の総額} \\ \times \frac{0.22}{100} \\ \hline 365 \end{array}$$

十一  
第二期以

## 第二期以降の適用率

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

平成二十八年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払った金額が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

額面金額 ×  $\frac{0.22}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額 ×  $\frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
九  
八  
七  
六  
五  
四

償 還 期 日 所 日 額 限	換 場 期 日 所 日 額 限	償 還 期 日 所 日 額 限	換 場 期 日 所 日 額 限	償 還 期 日 所 日 額 限	換 場 期 日 所 日 額 限	償 還 期 日 所 日 額 限	換 場 期 日 所 日 額 限
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(一) 平成三十七年十一月十五日 平成二十七年十一月十六日 平成二十七年十一月十五日 平成二十八年十一月十五日 平成二十八年十一月十五日 平成二十九年五月十五日 平成二十九年五月十五日 平成二十九年五月十五日 平成二十九年五月十五日

個人向け国債の発行等に関する金額は、受入経過利子に相当する金額、その算出結果には円未満切捨て式による算出端数が生じた場合には円に満たない場合に相当する金額は、受入経過利子に相当する金額、その算出結果には円未満切捨て式による算出端数が生じた場合に満たない場合に相当する金額は、受入経過利子に相当する金額 )

$$\text{わかれた利子に相当する金額} = \frac{79.685}{100} - \text{受入経過利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{支払額} \times \frac{1}{100}$$

その直前の利子支払期に相当する利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 前までの間の場合は、前まで平成二十九年五月十五日までの間の利子に相当する金額 + ( 買い取る日の直た利息 - ( 買い取る日の直た利息 - 支払期に支払われた利子に相当する金額 ) )

る省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.22}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十一年五月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  )

## 十九 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五号）第三条の規定による改訂税法第二十条に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）はその相続

(一) 二年以内に該個人が災害にかかるときは、当該個人の損害額を算出し、次式による。  
前項の規定による金額 + (初期利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)  
×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額  
- (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十八年五月十五日前

（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又はおいて、該市に区とする。（）の区域に該個体の行われる災害が発生し、当該個体の損害額を算出し、次式による。  
前項の規定による金額 + (初期利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)  
×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額  
- (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

拠  
場  
所